

「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」（改定案）に対する主な意見

平成 25 年 12 月 24 日
資源エネルギー庁資源・燃料部

第 2 回資源・燃料分科会以降に、委員から頂いた意見、総合海洋政策本部参与会議等の報告時に頂いた意見及びパブリックコメント制度を通じていただいた主な意見は次の通りである。

1. 委員・有識者からの意見

- (1) 官民の役割、商業化に向けた技術開発の必要性、環境対応、人材育成、国際連携について、総論部分において触れるべきである。
- (2) メタンハイドレートや熱水鉱床について、平成 30 年度～平成 30 年代半ばに関する記述を本文のみならず、工程表にも加えるべきである。
- (3) 今後、海洋資源開発の将来の商業化を念頭に置くのであれば、一層の民間リソースを活用すべきである。
- (4) 海洋資源開発にあたって必要なインフラとして、人材育成・確保や技術の整備等を推進していくという観点について、記すべきである。

2. パブリック・コメント制度を通じた意見

- (1) 資源に係る情報の流出防止等、我が国の資源権益の確保に努めるべきである。
- (2) 海底熱水鉱床の採鉱・揚鉱技術に関する課題につき、採鉱と揚鉱の機能整合等の制御技術、次期計画に応じ採鉱と揚鉱の自動化（ロボット化）技術等の検討も必要である。
- (3) 平成 30 年以降の、商業化プロジェクト開始に向けた準備段階における技術開発についても、必要に応じて国が関与するとともに、実施主体への支援についても十分な配慮がなされることを期待する。また、平成 28 年以降の第 2 回海産試験の実施とその後の総合的検証を平成 30 年までに行うとする改定素案の工程表は適切なものであると考える。

- (4) これまで「資源」、「ちきゅう」等を活用した基礎物理探査、基礎試錐が着実に実施されているところであり、こうした取り組みが継続されることが必要と考える。基礎試錐を平成25年度以降も「機動的に実施していく」とする改定案に沿って、適切に予算措置が講じられるよう希望する。基礎物理探査については、引き続き「資源」による探査を、日本人への技術移転を加速しつつ、遂行するとともに、平成30年度『以降』の基礎物理探査（ポスト「資源」）に関し、「資源」で移転された探査技術の有効活用を図る視点や、「資源」による調査が難しい海域（浅海域等）での国による基礎物理探査の必要性及びその在り方について、平成20年代後半には検討を開始する必要があると考える。
- (5) 国の基礎調査等により得られたデータはタイムリーにデータベース化することが必要である。また、鉱業法に基づく特定区域の設定手続について、適切かつ具体的なルール化を希望する。
- (6) 有望地域の絞り込みを効果的・効率的に行える新しい深海鉱物資源探査手法の確立が望まれる。現在、そうした探査技術の開発について、第6章に記載されているとおり、関係省庁連携による取り組みが行われていると承知しており、その強化を図られることを期待する。
- (7) 民間調査船を活用することは、早期・効率的な探査の推進に貢献すると考える。
- (8) 教育・研修目的とはいえ、長期間にわたり一定数の社員を社外に派遣又は出向するような形で対応することには限界があり、人材育成・研さんに資するOJT機会を委託事業化（例えば、人材育成に資する実地作業を国等の委託事業として募集し、これを受託した事業者がその受託作業の実施を通じて従事した人材のレベルアップを図られるような機会を創出）していただくこと等が有効ではないかと考える。
- (9) 鉱業法・鉱山保安法において鉱害防止等への一定の配慮がなされており、特に、石油・天然ガスに関しては、国内での海洋油ガス田の開発・生産が長期間安全に操業されている実績が存在することを念頭に、環境保全規制の強化については、海洋資源産業の健全な育成を図る観点から慎重な検討が行われる必要があると考える。
- (10) これまでの5年間、旧開発計画については全般に計画通り進捗しており、特に海底熱水鉱床における採鉱・揚鉱技術では一部計画を前倒しに実施されていることが伺える。このことから新たな「開発計画」についても計画に沿って強力に進められることを期待する。また、今後の実証試験の中で陸上輸送や残さ処理も含めた一連のプロセスとして実施し、技術課題と対策やコストインパクトを確認していくことを期待する。
- (11) 洋上風力発電、潮流発電等の再生可能エネルギーはもっと推進すべきである。
(注：対象としておりません)